

会 議 録

会議名称		令和5年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会		
開催日時		令和5年(2023年)7月25日 開会 14:00 閉会 15:30		
開催場所		つくば市消防庁舎3階多目的ホール		
事務局(担当課)		障害者地域支援室、地域包括支援課		
出席者	委員	椎名清和、漆川雄一郎、小川直宏、武石佳宏、萩原直木、大脇富士子、江藤睦、塚本武志、武田真浩、山下広見、田邊佐貴子、長卓良		
	その他	水戸家庭裁判所土浦支部 主任書記官 福嶋祐		
	事務局	福祉部 : 根本部長 障害福祉課 : 岡田課長 障害者地域支援室 : 福田室長、片桐主任 地域包括支援課 : 相澤課長、飯田係長、竹林主任 つくば市社会福祉協議会(つくば成年後見センター) : 河原井所長、猪瀬翔南、村木莉恵		
欠席委員		なし		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
非公開の場合はその理由		傍聴者数	0人	
議題		会議次第のとおり		
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 委員長・副委員長選出 4 報告事項 (1) 令和4年度事業報告(令和4年4月から令和5年3月まで) (2) 令和5年度事業計画案 5 協議事項 (1) 第二期つくば市成年後見制度推進事業基本計画の策定について 6 その他			

7 閉会

<審議内容>

1 開会

○事務局（飯田係長）

定刻となりましたので、「令和5年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会」を開催いたします。本日はお忙しい中、本委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。進行を務めさせていただきます福祉部地域包括支援課包括支援係長の飯田と申します。どうぞよろしく願いいたします。議事録作成にあたり、本委員会での発言内容を録音しておりますので、あらかじめご了承くださいますようよろしくお願い申し上げます。それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。始めに福祉部長の根本より、本会議開催に当たりましてご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

○根本部長

《あいさつ》

皆様こんにちは。福祉部長の根本と申します。どうぞよろしく願いいたします。令和5年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。皆様には、日頃から保健医療福祉分野はもとより、市政全般にご協力、ご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。つくば市では、認知症や知的障害、精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、令和3年度から令和5年度までの3年間の第一期つくば市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、つくば成年後見センターをはじめ関係機関との連携を図り、権利擁護支援に取り組んで参りました。また、本日の会議では、令和6年度から開始する第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画を策定する上でのつくば市の現状における課題や改善等、忌憚のないご意見、専門的なご助言をいただき、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。今後とも委員の皆様のご協力を賜りますようお願いいたします。私からの挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局（飯田係長）

《出席委員の自己紹介》

それでは、前任の委員の皆様が令和5年3月で任期満了となりまして、この度、新しい任期となっております。最初の会議となりますので委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。委員名簿順により椎名委員からお願いいたします。

○椎名委員

つくば国際大学の椎名です。よろしくをお願いいたします。

○漆川委員

茨城県弁護士会から来ました弁護士の漆川と申します。よろしくをお願いいたします。

○武内委員

常陽銀行研究学園都市支店支店長の武内でございます。よろしく申し上げます。

○萩原委員

つくば市とよさと病院の萩原と申します。よろしく申し上げます。

○小川委員

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート茨城支部の司法書士の小川と申します。よろしくをお願いいたします。

○大脇委員

認知症の人と家族の会茨城県支部の大脇と申します。よろしくをお願いいたします。

○江藤委員

NPO 法人アSEMBルというところで、親亡き後相談室というのをやっております江藤と申します。障害のあるお子さんが、親御さんが亡くなった後の生活をどのように支えていくのかというようなことで、講演会や勉強会や相談に乗ったりしております。いろいろわからないことがあって今回初めてなのでよろしくをお願いいたします。

○塚本委員

精神障害者家族会の代表をやっております塚本武志と申します。よろしく申し上げます。

○武田委員

つくば市障害福祉相談支援事業所連絡会の武田と申します。よろしくお願いいたします。

○山下委員

つくばケアマネジャー連絡会の居宅プランセンター煌でケアマネをしております山下です。よろしくお願いいたします。

○田邊委員

民生委員児童委員の田邊佐貴子と申します。この春から谷田部地区が東と西に分かれまして、名称が入れ替わっているんですが、正しくは東谷田部地区の会長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（飯田係長）

《オブザーバー及び事務局紹介》

ありがとうございました。また本日はオブザーバーとして水戸家裁裁判所土浦支部、主任書記官の福島祐様にもご出席いただいております。福島様、よろしくお願いいたします。続きまして、本日出席しているつくば市の職員を紹介させていただきます。

（※以下、事務局含むつくば市職員、社会福祉協議会職員による自己紹介）

3 委員長・副委員長選出

○事務局（飯田係長）

《委員会に関する説明》

当運営委員会の議事を遂行するにあたり、運営委員会設置要綱第5条に基づき、委員長及び副委員長を委員の皆様の互選により定めることとなっております。委員の皆様の中で自薦他薦があればお申し出いただきたいと思います。いかがでしょうか。はい。事務局一任というお声をいただきました。事務局としては、委員長に椎名委員、副委員長に小川委員を推薦したく考えています。他の委員の皆様はいかがでしょうか。ありがとうございます。異議なしとの声とご賛同いただける拍手をいただきましたので、それでは、委員長に椎名委員。副委員長に小川委員と決定させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、椎名委員、小川委員は、恐れ入りますが、委員長、副委員長の席にご移動をお願いいたします。それでは、委員長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○椎名委員長

《委員長あいさつ》

改めまして、つくば国際大学の椎名です。議事進行に努めて参りますけれども、皆様からの率直なご意見等が大事な会議になると思いますので、こんなこととか思わずに、積極的にご発言いただけると助かります。どうかこれからよろしくお願いいたします。

○事務局（飯田係長）

ありがとうございました。事務局から、会議の公開に関する連絡事項があります。当運営協議会について、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例により、この会議を一部公開といたします。それでは、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要綱第5条第2項におきまして、委員長は委員会を代表し会務を総務することとなっております。以降の委員会の議事進行につきましては、椎名委員長よりお願いいたします。

4 報告事項

○椎名委員長

《次第3 報告事項》

それでは会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員数は11名になります。名簿の12番の長委員からは欠席の連絡をいただいております。過半数に達しておりますので、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要綱第6条第3項に基づき、この会議が成立することをご報告いたします。それでは次第に沿って議事を進めてまいります。報告事項(1)令和4年度事業報告、報告事項(2)令和5年度事業計画案について事務局より説明をお願いします。

○事務局（竹林主任）

《報告事項 令和4年度事業報告、令和5年度事業計画案》

令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画案についてご説明をさせていただきます。参考資料1をご用意ください。資料の記載内容に補足があるところを中心に説明させていただきます。参考資料1は市の令和4年度事業

報告となります。内容をご確認ください。2ページ(4)市長申立て手続きにございますその他、地域包括支援課申立て準備中の3件につきましては、全件令和5年7月までに申立てを完了いたしました。3ページ、成果の2番目をご覧ください。市内の地域包括支援センターに対してセンターが後見事例に関与したことがあるか、対応で困難に感じる事等についてアンケート調査を実施いたしました。6センター中4センターが後見申立ての事例に関わったことがあるとの回答をました。その他、市長申立て続く手続きの流れや委託地域包括支援センターの役割、申立て対象者や報酬対象者の条件等について共通理解がされていない部分がございますので、地域包括支援センターセンター定例会にて、事業実施要項や後見支援事業の実績等を改めて共有いたしました。意思決定が困難な状況において、後見制度につなげる難しさ、成年後見センターにどのタイミングで相談すれば良いか等の実務の課題提示もございました。5の課題の1番目に同様の記載がございます。権利擁護が必要な対象者に対して、対象者の意思や状況を継続的に把握し、意思決定支援を行い、必要な制度やサービスにつなげる取り組みを広げていく必要があります。市といたしましては、対象者に接する機会の多い地域包括支援センター等の介護保険事業者や、障害者相談支援事業所職員に対して、意思決定支援の取り組みを実務に活かす研修を今後も継続的に実施して参ります。続きまして、参考資料3をご用意ください。令和5年度事業計画についてご説明いたします。本年度は今日の協議事項でもあります、1成年後見制度利用促進に向けた体制整備の(3)第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定を重点的に実施して参ります。この後の協議で、第二期基本計画の素案を提示させていただき、委員の皆様からご助言をいただきたいと思っております。ご指導のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。そして、いただいたご助言を踏まえ、今年度中に策定を行います。また3成年後見制度等の総合相談業務(2)つくば成年後見センターとの連携強化につきましては、毎月1回実施しております市とつくば市社会福祉協議会、つくば成年後見センターとの成年後見制度利用定例会を通して、連携強化を図り、対応力向上に向けた取り組みを行います。以上で市の令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画についてのご説明を終わらせていただきます。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

社会福祉協議会で委託を受委託させていただいてる部分についてのご説明を

させていただきたいと思えます。参考資料の2をご覧ください。参考資料の2は、令和4年度の実績報告となっております、この報告をご説明申し上げた後、参考資料の4をご覧ください。令和5年度の計画のご説明という形で移らせていただきたいと思います。まず参考資料の2につきましてはボリュームが16ページ分ございまして、当日配布の部分もございまして大変申し訳ございません。主要な部分のみご報告をさせていただければと考えております。参考資料の2の1ページ、3の総評を見ていただきたいと思います。つくば市成年後見制度推進事業の中で本会が受託している部分は、現場を預かるところでございまして、第一期計画で位置付けられた地域権利擁護の地域ネットワークの中核機関という形で位置付けられている、つくば成年後見センターの運営を主に担当させていただいております。ここにもありますように、まず中核機関としましては、成年後見制度推進事業の柱である成年後見制度の広報・啓発について注力させていただきました。チラシの配布、オンライン講座の開催、ウェブ動画の掲載等様々な媒体を活用して情報発信と講座の開催による広報活動を実施いたしました。続きまして5ページ、広報等の効果や社会的な情勢もございまして相談件数が昨年度実績を大きく上回る形になりました。5ページの一番上のグラフになります。人口動態それから年代構成もありまして、今後も長期的に増加が見込まれるのでこの部分についてどう対応していくか、つくば市と協議をしているところでございます。それから10ページ、つくば成年後見センターとして、大きな柱のもう一つである法人後見業務について報告が掲載されておりますのでよろしくお願ひします。昨年度、受任件数が通算で10件目、延べ件数は12件になりました。いずれも法定後見ということで身上保護活動の一部見守りについて市民のご協力を頂戴しまして、市民後見人養成講座修了生の皆様に、本会の後見支援員という形でボランティア活動を従事していただき、ご協力を頂戴しました。コロナ禍の面談が難しい時期と重なってしまいましたが、月1回の面談をする等、頻繁に被後見人等に対してコミュニケーションやアプローチをとらせていただきました。中には本人面談で対面の他にウェブ面談、ガラス越しの面会等工夫して実施させていただいた次第です。次の11ページ、ここからは任意後見についてご説明いたします。本会では市と相談をさせていただき、任意後見事業を推進しようじゃないかということで早くから取り組みをさせていただきました。本会独自事業として、あんしん生活支援サービス、これは任意後見契約と任

意契約をダブルでパッケージで契約して、見守りから後見の最後の最後、死後事務に至るまで、シームレスに実施しようという事業をさせていただいております。今のところ、契約件数としてはまだ2件ですが、相談件数が伸びておりますので、今後契約も増えていくと見込まれています。それから、本会の活動に対して各県内外の市町村、並びに市町村社会福祉協議会からのお問い合わせを頂戴しています。しっかりと事業説明をさせていただくとともに、今後も要請があれば積極的に本市の取組みをPRして参りたいと考えています。以上、簡単ではございますが参考資料2、事業報告についてご報告申し上げました。続きまして参考資料の4をご覧いただきたいと思えます。基本的には令和4年度と事業の構成については変更ございません。令和4年度実績を基に、さらに令和5年度に関しましては、第一期成年後見制度利用促進基本計画の評価目標を見据えまして、より深くより広くしっかりと事業を展開して参りたいと考えております。また国の第二期基本計画にもある担い手の確保として、本会が実施している法人後見のさらなる重要性が高まってくると見込まれています。また同様に、市民参加が求められていることも承知していますので、責任ある社会福祉法人として情報収集と事業提案を行って参りたいと思えます。以上、事業計画についてご説明申し上げます。

○椎名委員長

《報告事項の質疑応答》

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告事項、市からのものと、つくば成年後見センターからの二つになりますがご質問、ご意見等をお持ちの委員の方がいらっしゃいましたら、挙手にてお知らせください。では、小川委員お願いいたします。

○小川委員

リーガルサポートの小川です。一点質問がありまして、参考資料1の2ページ目(5)つくば市成年後見制度利用支援事業の実施のところですが、この制度は、成年後見制度申立て費用や後見人等の報酬を助成するという事業だと思いますが、この3件支給したという実績が書いてありますが、実際、申立て件数がどのくらいあったかということを知りたいです。あと、支給された件につきまして、

ご本人の特性として市長申立てでやられた方なのか、またはそれ以外なのかという部分。あとはその支給先、請求してきた方々は専門職なのか、一般の親族後見人なのか。そういったところの実績の部分はわかりになりますか。

○事務局（竹林主任）

地域包括支援課で令和4年度、報酬助成金を1件支給しておりますので、そちらのケースについてご説明させていただきたいと思います。令和4年度地域包括支援課で報酬助成を行った事例というのは、生活保護を受給されていた方で、施設に入所されていた方になります。ご本人様がお亡くなりになられた後、後見人さん、こちらは親族申立てで後見人がついた方でして、この方は司法書士の方でした。この方は都内にもともとお住まいだった方で、都内のご親族の方がご自宅の近くの司法書士の方に依頼をされて申立てをされて、司法書士の方が後見人さんとして活動されていたという方でした。ご本人様がお亡くなりになった後、令和4年4月後見人さんからの申請で報酬助成の方を実施しております。報酬助成につきましては、つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づきまして、事務を行って報酬の助成金の金額を決定し支給をいたしました。地域包括支援課の分は以上になります。

○事務局（片桐主任）

障害者地域支援室からご回答いたします。2件とも専門職による後見でございます。お二人とも生活保護受給者でございます。お一人は市外のグループホームにお住まいの方で、社会福祉士の方が補助人として担当されています。もうお一人が市内にお住まいで弁護士の方が補助人として選任されている状況でございます。以上でよろしいでしょうか。

○小川委員

健全に利用されているということで安心しました。追加で申立てがあったものは全て認容されたというか、却下された事案というのはあったのでしょうか。どのぐらいの申立てがあったのでしょうか。

○事務局（竹林主任）

地域包括支援課で令和4年度報酬に関しまして申請があったケースは、1件で支給しております。報酬の申請に関しましては、先ほど申し上げました通り、利用支援事業実施要綱に基づいて決定がなされて支給という形をとっております。却下はありません。

○事務局（片桐主任）

却下があったかどうかについてということでしたでしょうか。申請を受け付けて却下をした事案はございません。2件申請がありまして、2件とも支給に至っているという状況です。あと、先ほどの2ケース、市長申立てだったかということに関してですが、今見たところ、市長申立てではございませんでした。詳細は不明ですが、うち1人は支援者のサポートを受けた形での本人申立てという形になっています。

○小川委員

ということは、その決定のプロセスでそこら辺はあまり関係ないというか、市長申立てというのは、今はもうあまり関係ないということですよ。

○事務局（福田室長）

少し補足させてください。おっしゃる通り、市長申立てに限るというものではなくて、申立人が親族の申立人であっても、資力がない方に関して申立て費用も支給、昨年度はございませんでしたけども、申立て費用について、もしくはその申立ての報酬費用についても基準を満たせば支給するというような要綱で運用しております。

○小川委員

ありがとうございます。とても安心しました。

○椎名委員長

当初から比べると範囲とか拡大しているわけですよ、1回改正入って。まだ多分件数自体は1件2件という形で少ないので、今後こういうところももっと周知広報して少し件数が増えていくと、受任される方が助かると思います。その他、

ご意見、質問等をお持ちの委員の方いらっしゃいますか。では、先に塚本委員、次に江藤委員をお願いします。

○塚本委員

今申請があつて3件出ていますけれども、精神や知的の特別障害者、いわゆる判断能力がない場合には当然法定後見に進むしかないと思いますが、当然報酬が発生しますよね。専門家に払わなくちゃならない。確か2件あつたのは生保だから当然助成があると思いますが、生保でない場合、これは大きな問題になって新聞報道によると、これからの問題ですが保険証がなくなってマイナンバーで後見制度を使って保険証取るしかないという政府の答弁もあつてですね。なんて言いますか、負担ですよ。聞くところによりますと1万5,000円から月2万円ぐらい報酬が毎月発生するという報道もされていて、重度の障害者の問題をどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

○椎名委員長

事務局よろしいでしょうか。生活保護でない場合で障害のある方、例えば報酬付与のところとか申立て支援の部分のお金が出るかとか、その辺り要綱の部分のところのポイントを掻い摘んで教えていただけますか。

○事務局（飯田係長）

すみません、少々お待ちください。

○椎名委員長

今報告のあつた3件は、すべてが生活をご利用されてる方ということだったんですが、必ずしも生活保護を利用していると限定はされないわけですよ。

○事務局（福田室長）

時間がかかって申し訳ありません。再度要綱を確認させていただいておりました。概要を先に申し上げますと、生活保護に至らない方につきましては、どのくらい資力があるかということを確認させていただいて、いわゆる報酬として、この方がお支払いできる資力をお持ちであれば、ご本人さんの資力の中から報酬を

もちろん支払っていただく。それが見込めないという方で、かつ、その生活保護でない方につきましては、市の方から報酬を該当する方に対して支払いするということになっておりますので、金額いくらというのはすぐ出ないのですが、生活保護に至らない方についても、資力が少なく報酬をお支払いしてしまうことで、仮に生活保護に陥ってしまうような生活困窮の状況をお持ちであれば、お支払いがあるとご理解いただければよろしいかと思えます。

○椎名委員

塚本委員、いかがですか。

○塚本委員

生活保護になっていない方でも、今福田さんおっしゃった資力がなく、十分な支払い能力がない方については応分の支払いは考えているということでしょうか。

○事務局（福田室長）

能力というよりは、その方の資力によりますので、ご本人さんのお支払いできる、できないの力があるかではなくて、その方の資力次第によって判断するということがあるのが一つと、一番大きなところは、支給決定の元としましては、家庭裁判所からの支給決定の審判書に基づいて対応しておりますので、この方について資力があるか、ないかというところも裁判所でご判断いただいているものと考えております。

○椎名委員長

地域包括支援課いかがでしょうか。

○事務局（地域包括支援課の竹林）

補足として、つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱に記載があることを追加でご報告させていただきます。この要綱の第8条に、報酬助成金の支給対象者ということで文言を記載させていただいておりまして、先ほどもお話がありましたように生活保護の被保護者の方以外にも、被後見人等の属する世帯の収入月

額が報酬及び最低生活費の合計額を下回るもので、かつ当該世帯の現金ですとか預貯金等の合計額が3ヶ月分の最低生活費を下回るものという表現的には若干わかりづらいところもあると思いますが、そういった形で要綱に記載をさせていただいております。

○椎名委員長

いささかわかりにくいところもあるので、可能であればモデルケースみたいな形で、こういう時は大丈夫だというのがどこかに出ていると活用されやすくなってくると思います。塚本委員、大丈夫でしょうか。では、江藤委員お願いいたします。

○江藤委員

社協さんの10ページの主な活動例のところに、コロナワクチン接種について保護者同意に対応、要するに保護者同意のところにサインをしたということだと思いますが、私のところに寄せられる相談の中でたくさんあるのが、例えば手術の同意書であったりだとか、病院の付き添いであったりとか後見人さんでは駄目で、保護者が東京の方だと東京に施設が全然足りないの、私が聞いた中で一番遠い方は兵庫県の施設に入られているんですね。そうすると、何かあるたびに兵庫県まで飛行機乗って行くんですね。なので、コロナワクチンぐらいだったらいいということですか。それとも、最近制度が変わって同意書も全部後見人ができるようになったということですか。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井センター長）

ご質問ありがとうございます。委員のご指摘の通り、医療侵襲に関しては成年後見人等は権限がございませんので、さてどうなっているんだということになってくると思いますが、本会の方では、弁護士の方とご相談させていただいて、基本は予防接種法の中では成年後見人等が保護者と理解できるだろうということになっていまして、保護者は同意できるという法の建て付けになっているんですね。そういう仕組みで成年後見人等として署名サインをさせていただいたという仕組みです。法律については、漆川委員の方が専門でございますので後で解説いただけたらと思いますが、本会としてはそのように対応させていただいたとい

うことです。

○椎名委員長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○漆川委員

解説は後日ということで、ごめんなさい。先ほどの費用の助成と報酬助成金について追加で質問をさせていただきたいのですが、まず、申立て費用の助成は、費用の含まれる範囲がどこまでなのかと。例えば、戸籍を集める費用とか診断書の作成費用といったものも含まれるという理解でいいでしょうか。

○事務局（竹林主任）

ご質問ありがとうございます。申立て費用につきましても、申立て費用の助成は審判が下りた後に審判書の方に本人の負担とする部分の記載があるかと思いますが、つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱に審判請求費用に詳細を書かせていただいております。審判請求費用ということで、手続きの費用でかかるものとして挙げておりますのが、家裁に申立てを行うときに貼る収入印紙代、及び、申立ての時に家裁に申立ての時に、後見類型の場合切手が4,725円だったと思いますが、郵便切手代及び診断書作成費用ということで利用支援事業の実施要綱に書かせていただいております。

○漆川委員

審判書に記載してあって、そこから申請するという流れですかね。要するに申立ての前の段階で全くお金がありませんという人が援助を受けて申立てをするという形ではなくて。

○事務局（竹林職員）

はい。今年度、私の方で3件申立てをさせていただきました。私たちの方ではご本人様の方、市長申立てということもありまして、ご本人様に申立てする状況下の中で後見人さんが決まっていない状況の中で費用の負担というのはできないという事情もありますので、こちらの方は一旦すべて市の方で立て替えており

ます。審判がおりますと、審判書にご本人の費用とするという記載がある場合が非常に多いので、そちらをもとにご本人様に後見人がついた後で請求をさせていただくという流れをとっております。

○小川委員

なるほど。それだと全くお金がない方の場合には、方法としては親族を探して申立人を探るか、もしくは市長申立ての方で何とか申立てをするという方法でやるということですね。わかりました。もう1点、報酬助成金の支給ですが、1件の報酬助成に上限があるのかどうか。例えば年間で24万円報酬が決まりましたという時に、裁判所が出した報酬が全部出るのか上限があるのかと、年間の全体の予算規模はどれくらいになりますか。

○事務局（竹林主任）

ご質問ありがとうございます。報酬助成金の方の上限は現状として決まっておられません。審判の方で後見の報酬が家裁から提示された金額と、利用支援事業の方に一定の基準が明記しておりまして、在宅の場合は1ヶ月2万8,000円、入所の方にいらっしゃる方の場合には1ヶ月1万8,000円という基準を設けておりまして、そちらの基準額と家裁の方が提示された報酬額等を比較して、少ない方の額を支給するような形をとっております。

○小川委員

なるほど。そうすると家裁が出したものよりは低くなる場合もあるということですね。全体の予算規模はどれくらいですか。

○事務局（福田室長）

障害者地域支援室の方から予算規模としては、年間どんどん申請が来るという状況ではございませんので、トータルで年間3件程度の支払いが発生しても耐えられる予算規模で構成しています。

○漆川委員

3件ぐらいを念頭にという規模ですね。今後増えていくかはまだ全然わかりません。

○事務局（福田室長）

そうですね。年間1件あるか、もしくは1件から2件あるかないかというところでございますので、申請がもし増えてくるようであればもちろん予算規模も、おのずと増やしていく必要があるという認識です。

○漆川委員

おそらく、報酬の助成の上限が仮に上限ないということになれば、成り手不足の問題というのは、かなり解消できると思います。専門職がほぼ吸収できると思います。ただ、報酬が出ないという案件がすごく増えてきたときに、どうやって支えるのかというときに、市民後見人がすごく必要になってくると思います。今後増えた時に、成り手不足の解消の段階で予算規模を増やして報酬を出す。そうするとおそらく専門職で全部吸収できる。ただ、予算規模は当然限界があると思うので、需要の関係でどうしても足りなくなるということだと法人後見拡大とか市民後見拡大の対応が必要になると思うので、予算規模が年間3件だけだと吸収はできないと思います。報酬が低額か、ないような状態でも後見人の成り手を作っていないと将来的に対応できないかもしれないと思います。以上です。

○椎名委員長

ありがとうございます。成年後見の仕組みの大きな課題だと思いますので、第二期計画の中にうまく盛り込んでいけるようであれば、そういった観点について検討をお願いします。その他いかがでしょうか。では山下委員、お願いします。

○山下委員

ケアマネジャー連絡会の山下です。今の成功報酬で、活動費も予算は今のところ3件で出されていますけれども、漆川さんがおっしゃったように、今後もっと増えた時に、少しでも報酬も抑えていくためには、市民後見人をもっと増やしていかないとという考えが利用促進の中に含まれていると思いますが、市民後見人養成講座をして今現在つくば市でどのぐらい養成されているのか。実際に活動さ

れている方は、つくば市にいらっしゃるのか他市町村にはNPO法人で立ち上げた方もいらっしゃると思いますが、そちらの活用もあり得るのか、その辺りを教えていただけたらと思います。

○椎名委員長

成年後見センターの方でお願いします。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井センター長）

成年後見センターで市民後見人養成講座が令和元年度に行われたわけで、ご報告をさせていただきたいと思います。令和元年度に20名の養成をさせていただきました。国の基本カリキュラム55時間を受けていただいて、本当に熱心な方々に受けていただいた記憶がございます。今現在までご本人、市民後見人養成講座を受講された方々に、社会福祉協議会の法人後見をお手伝いいただけませんかとお案内したところ、18人の方々から活動を希望されて継続で入っていただいております。コロナ禍の状況では、訪問がなかなか難しかったこともございまして活動件数はガクッと減りましたが、令和4年度後半からまた持ち直してきているという状況です。基本的には、第一期に要請させていただいた方々は、本会の法人後見をサポートいただける方として実施させていただきました。基本的には見守りの部分について担当していただいたということでございます。ただその間、第二期計画、国の方でも出ていましたように担い手の不足が指摘されておりますので、これから法人後見のサポートいただける方はもちろんですが、市民後見人として活動いただける方も要請した方がいいんじゃないかと国の計画で謳われております。状況としては以上でございます。

○椎名委員

山下委員、よろしいですか。

○山下委員

市民後見人の成功報酬は活動している方たちの役職ですかね。市民後見人さんだったら市民後見人さんの金額ということで、少し抑えられるというお話も伺っ

たので、できれば権限として弁護士さんや司法書士さんと同じ立ち位置で市民後見人さんも活動するにあたって、責任感や知識の不足という課題があつて、なかなか進まない現状もありますが、中には優秀な方もいらっしゃって、近隣でNPOを立ち上げて活動されている方もいらっしゃいます。最初、成功報酬は申請しなかった。3年目にしてやっと申請ができたというお話を伺って、それでもやはり専門職の方よりは安い金額になっていて、ほぼボランティアだとおっしゃっていました。そういう方々を活用していくメリットとしては、先ほど塚本さんがおっしゃっていたように、知的の方とか精神の方とかお金のない方でも、この制度を利用して金銭管理、身上保護、そういった辺りを支援してもらうためには、市民の方でも十分役割を担えるという考え方もあると思いますので、ぜひつくば市でもっと養成していただけたらという気持ちです。ありがとうございます。

5 協議事項

○椎名委員長

ありがとうございました。その辺りのところ、また次の二期計画にも内容は反映してくると思いますので協議事項に移らせてください。協議事項5の第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定につきまして、改めて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（片桐主任）

《協議事項 第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定について》

資料1の第二期つくば市成年後見制度推進利用促進基本計画素案、また資料2の基本計画素案の補助資料2点を用いて説明を進めて参ります。資料2の補助資料を用いまして要点の説明をしながら進めさせていただきます。

それでは資料2を1枚めくっていただいて、スライドの2ページ目ですね。初めに計画の構成について。第二期目の計画策定ということ踏まえまして、国の動向、市の現状等を踏まえた成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画としての骨子的な構成を追加しております。資料1計画素案の1ページから9ページにかけて、第1節に第二期計画の目的。第2節に計画策定の背景、本市の現状。第一期計画の活動指標に沿った取り組み状況、及び課題。第二期計画に向けた方針を示しております。

続いて、補助資料のスライド3ページ目です。こちらは国の第一期計画の課題を踏まえた、令和4年度から施行された国の第二期成年後見制度利用促進基本計画で示された方針の参考図でございます。皆様にもお配りしております参考資料7に掲載されているものをそのまま引用しております。国の第二期計画における基本的な考え方及び目標、施策におきましては、さらなる成年後見制度の利用促進と、本人らしい生活が続けられる運用を目指すために、本人を中心とした権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進。また、意思決定支援と身上保護を重視した制度の運用。その他、優先して取り組む事項等が参考資料7において示されております。つくば市の第二期計画策定に当たりましても、第1期の市の計画をベースにしつつ、この国の第二期計画の内容も勘案した形で策定に向けて進めて参ります。

それでは補助資料の4ページ目です。こちらは現在の市の経営基本計画における目標と施策でございます。現在の目標は、利用者がメリットを実感できる制度運用への改善、内容としては利用者に沿った運用、保佐、補助及び任意後見の促進。また地域連携ネットワークの構築。この2点が、現在の計画の目標でございます。その目標に対する施策としては権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを施策としておりまして先ほど、こちらの事業報告でそれぞれ市とつくば成年後見センターで説明をさせていただきました通り、取組みを進めて参りました。第二期計画では、この施策をさらに強化し推進するものとしての目標とし施策を設定いたします。内容については、この資料の後の方でも改めて説明をいたします。

それでは、スライドの。資料2の5ページ目です。第一期計画におけます活動指標、その指標の基となる取組みについて示しております。次から、この六つの活動指標について順番に説明して参りますが、第二期計画におきましても、こちらにある指標を使用し、計画の進捗と課題等を把握するために活用して参ります。

それでは1ページ、おめくりください。次のページから、第1期計画における取組み状況、課題、第二期計画策定に向けた今後の方針、六つについて順に説明いたします。なおスライド番号の4番から9番まで。こちらの第二期計画策定に向けた今後の方針等、こちらの表につきましても、資料1の計画素案の5ページ目から9ページ目までの同じ内容を掲載しております。それぞれの活動指標

に、令和3年度から5年度までの第一期計画における目標値と実績値。令和6年度から8年度にかけての第二期計画における目標値を記載しております。なお一部を除き、年度末時点の実績となっております。

活動指標の一つ目、利用者の把握と早期発見、早期支援の活動状況を把握するために基幹相談支援センターは障害者地域支援室と委託している障害者相談支援事業所4ヶ所。地域包括支援センターは地域包括支援課と委託している6センターの合計です。つくば市成年後見センターで受けた権利擁護、相談延べ件数を指標としています。概要については、財産管理必要なサービスの利用手続きが困難な人々、また虐待防止など権利擁護支援が必要な人々を発見し、速やかな必要な支援につなげるための関係機関と連携した相談に応じますというものでございまして、市においては障害者または高齢者虐待防止支援事業を実施しており、つくば市成年後見センターにおいては、成年後見に関するご相談のほか、社協で実施している日常生活自立支援事業、あんしん生活支援サービス等の利用を視野に入れた相談支援が展開されています。

今後の方針としましては、相談支援、障害者虐待防止支援事業を実施し、本人の意思決定能力に応じた成年後見制度、または社協が実施している日常生活自立支援事業、あんしん生活支援サービスなど各種権利擁護支援のサービスの特性を支援者が把握し、その上で支援に結びつけることが大切となってきます。

課題としては成年後見センターの相談対応件数が大幅に増加していることを踏まえて、相談内容に応じまして相談窓口が偏らないような振り分け、もしくは本人の生活に沿った支援を展開するという視点のもと、そういった視点が支援者に行き渡るよう、障害者相談支援事業所、ケアマネジャー、ホームヘルパーなど在宅支援関係者が参加する場面で、権利擁護に関する事例検討などを行い、権利擁護支援について周知啓発をし、直接生活に関わる関係者との連携を強化するということを目指していきます。

では、続いて各種制度の利用促進について。各種制度の利用促進について活動状況を把握するために、日常生活自立支援事業、延べ利用件数、成年後見制度の利用者数を指標としています。成年後見制度の利用者数については、毎年10月1日時点で集計されている水戸家庭裁判所の調査結果の数値を引用しております。活動指標の成年後見制度の利用者数の第二期計画の目標値につきましては、ここには記載されてはおりませんが、令和元年度、2年度、5人ずつ増えている

という幅を踏まえた目標値となっております。概要については、利用者一人一人の能力に応じた支援を行えるように成年後見制度のみならず、社協で実施している日常生活自立支援事業など各種制度の利用が促進されるよう取り組みます。

こちらの取り組みについては、つくば成年後見センターにおきまして支援者向けのガイドブックが作成されており、今後の課題、今後の方針としては、先ほどの利用者の把握と早期発見、早期支援のところでも述べましたが、本人の意思決定能力に応じた権利擁護支援を進めていくために、支援者がそれぞれの制度の特性を把握した上で本人に必要なサービスにつなぐことが大切となってきます。成年後見制度の場合ですと、後見のみならず、本人の意思決定がより反映される保佐、補助または任意後見の促進が成年後見制度の利用促進において大切な要素となると考えております。

課題を踏まえた今後の方針としまして、つくば成年後見センターで作成されたガイドブック。これがより支援者の方に広く行き渡るように周知を継続し、支援者が本人の意思決定能力に応じたサービスを検討できるような運用を目指して参ります。

では続いて活動指標でございます。講座研修の実施について、こちらの活動状況を把握するために、つくば成年後見センターで実施されている入門的内容の講座の参加者が制度利用に積極的になった割合、それと応用的内容の研修参加者が他者に説明できる自信をつけた割合を指標としています。それぞれの第二期計画の目標値は、第一期計画での実績を踏まえて新たに設定したものでございます。

概要としては各関係機関と連携し、権利擁護支援、成年後見等に関するパンフレットを作成・配布し、研修セミナー等を積極的に行う広報活動を推進しております。年度内に1回、入門講座、テーマ別講座をつくば成年後見センター主催で実施されております。課題、今後の方針としては、講座やセミナーの参加を通して、また概要にも記載のある関係機関等にチラシやパンフレットを設置し、そこから実際に相談に繋がったケースも多くあったことを踏まえて、この流れをさらに強化して参ります。医療機関、金融機関等に設置されたチラシ等を見て、実際に相談に繋がった機関への広報物の設置を継続し、また周知先の過不足、周知先を割り当て等把握した上で、講座・セミナー制度の案内をするなどして、あらゆる人に広く効果的に行き渡る周知を目指して参ります。

続いて4番目の活動指標についてです。成年後見人等の業務支援についての活

動状況を把握するため、成年後見人等からの相談、実人数を指標としています。この活動指標では主に親族後見人等からの相談が想定されております。第二期計画の目標値は、親族後見人選任自体が減少している実情を踏まえた数値設定となっております。

こちらの活動の概要は親族後見人、市民後見人等から、もしくは初めて後見人業務を担う方から支援に関する相談を応じる体制を構築します。取り組みとしては、後見等開始直後から後見人等への連絡調整、必要に応じて後見活動中にも支援チームによる会議を開催しております。今後の課題方針としましては、親族後見人が適切に後見等の業務を担えるように、つくば成年後見センターによるバックアップ体制があることを周知、家庭裁判所との密な情報共有を行うなどして関わりを強化しまして、親族後見人等つくば成年後見センターがチームとして関わるができるという意味でのサポート窓口があることを発信できるように進めて参ります。

それでは五つ目の活動指標です。10 ページ目でございます。市民後見人（法人後見支援員）の活動状況について。その状況を把握するため、法人後見支援員の延べ活動回数を指標としております。

概要は、利用者の生活に寄り添う意思決定支援に寄り添うことができる多様な担い手をお一人でも多く確保するために、地域の住民から市民後見人を育成します。現状の取り組みとしては、先ほど事務局から説明がありましたが、市民後見人養成講座修了生の実務経験の場として、法人後見と日常生活支援事業の支援員として活動をいただいております。また、そういった方々をフォローアップするための研修も、年度内に1回開催されて実施されております。

今後の課題方針としましては、担い手の確保の一つに法人後見がございますが、より多くの担い手による活動の推進のほか、法人後見活動がそういった観点から重要となってきます。これまでの取り組み状況から、市民後見人の育成活動方針を再度検討し、その上で今後、第二期養成講座を企画、実施して参ります。

それでは次の活動指標の最後六つ目の説明でございます。11 ページ目です。先に訂正箇所を申し上げます。活動指標横の延べ活動回数になっているかもしれないですが、延べ参加回数に訂正いたします。大変失礼いたしました。こちらは、チーム会議への中核機関の傘下の活動状況を把握するため、会議の延べ参加回数を指標としております。

概要としましては、中核機関としてつくば成年後見センターがチーム会議に参加することで、地域の見守り体制の強化、本人の状況を継続的に把握して対応できる仕組みを構築することです。つくば成年後見センター後見人等支援関係者による個別支援会議を実施し、その中で支援者同士の役割分担、方針等を共有しております。

会議の趣旨としては、本人の意思が尊重され、本人を中心とした生活と健康、安全の維持等を念頭に置いた会議を実施しております。今後の課題、方針について第一期計画ではチーム会議の開催もしくは参加にあたり、つくば成年後見センター等を含む各関係機関等の役割、連携するのに適した状況を把握することが必要な場面が見受けられていたということです。それを踏まえて、よりチーム会議を活発に行い参加できるようにするためには、円滑な連携を図るための準備が必要なことを見越した目標値設定が必要で、こちらの数字になっております。令和6年度から8年度の目標値の考え方としては、月2回チーム会議に参加することを想定した数値としております。

本委員会もそうですが、利用支援会議、その他個別ケース会議、各団体の取り組みなど、つくば成年後見センターを含む関係機関の役割を共有し、あわせてチーム会議に参加できる体制であることの周知も進めて参ります。

ここで、これまで説明した資料をさらに補足する形としまして当日資料をご覧ください。グラフが載っているものですが、こちらは障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所に所属する方々を対象に、成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度や相談窓口等の認知度、またはその運用状況、相談対応状況等について、権利擁護支援の状況を調べるためのアンケートとして実施したものです。おそらく白黒で印刷されているかと思うので各グラフがそれぞれありますが、このアンケートの結果からもそれぞれの領域の支援者が本人の状況に応じた制度が使い分けられるように、また適切な相談窓口につながるような、効果的な周知を今後進めていく必要があることが見て取れます。

全部はなかなか取り上げられないのですが、例えば設問12番目の最後の設問ですね。「成年後見制度と日常生活自立支援事業や、あんしん生活支援サービスの違いを説明できますか」という項目がございまして、今後の周知の取り組みとしては例えばこちらのほとんど説明できないという層をなるべく少しでも多く、

ある程度説明できる、できるより上の層に移行できるような周知ができるように、その効果的な周知を考えていく必要があるということですね。こういったアンケートを参考にしながら、取り組みを進めて参りたいと考えております。それではまた資料2に戻ります。

最後に、本計画の目標と施策でございます。これまでお伝えしてきました第一期計画における取り組み状況、課題、第二期計画策定に向けた今後の方針、また国の第二期計画等勘案したものを目標としております。

内容としては、目標1は本人らしい生活が継続できるように制度の運用改善、保佐、補助の利用促進のほか、任意後見制度の利用促進。目標2は権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進しさらなる強化を図ります。内容としては、第一期計画の施策をさらに強化し推進するものとしております。詳しい内容については資料1の計画素案の10ページから11ページにかけて詳細がございます。

また、この中に国の第二期計画において優先して取り組む事項として、目標1の任意後見制度の利用促進、目標2の担い手の確保の推進が含まれています。本人の意思決定に寄り添った成年後見制度の運用利用促進をしていくために、保佐、補助人の促進、第一期計画で構築された本人・家族を支え、また関係者同士が有機的に連携できるように、権利擁護支援に着目した地域連携ネットワークを継続し、継続するとともにさらに推進、強化を図ることを第二期計画目標としております。

続きまして、本計画の施策です。目標を踏まえた第二期計画の施策です。資料1、計画素案の11ページ目から14ページ目にかけて詳細が記載されております。施策1、権利擁護支援の地域連携ネットワーク作りの強化。施策2、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の効果的な運営。目標を達成するため、第二期計画で構築した地域連携ネットワークのさらなる強化、中核機関の効果的な運用を実施いたします。漠然とした構築強化とならないよう地域連携ネットワークの機能、ネットワークに参加する関係機関と連携が必要とされる場面や、想定される役割等を把握することを念頭に置きながらネットワーク作りの強化を図って参ります。今回は、より本人の生活に沿った計画となるよう、新たに金融機関の役割等についても述べております。

施策2では中核機関の効果的な運用の進捗と課題等を適宜見直せるように第

二期計画におきましても中核機関が実施する業務について示されております。先ほどお話が出ておりました市長申立ての適切な実施、利用支援事業の適切な実施についても、施策2の(3)成年後見制度利用促進業務③成年後見制度を利用できる環境の整備に含まれる形となります。こちらも国の計画において優先して取り組む事項とされておりますので、成年後見制度の利用促進に当たり、必要な環境整備についても取り組んで参ります。今後、第二期計画策定のみならず国の動向、市の現状、関係機関の現状、権利擁護支援を必要とする人の実情など幅広い視点を持ちながら、つくば市としての成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを進めて参ります。

○椎名委員長

《協議事項 質疑応答》

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました第二期の基本計画の素案の素案、みたいな形になるかと思いますが、委員の皆様から何かご意見等ありましたらお願いいたします。では、山下委員お願いします。

○山下委員

ものすごく大変なことに時間が費やされる、特に相談業務というと成年後見自体よくわかっていない方も多い中で、1回の相談時間に1時間、また訪問しては2時間というような時間を費やすと今の体制だと周知活動が進んで相談件数が増えた時に、一気に対応しきれなくなってしまうのではないかと懸念されるので、もし可能であればフローチャートのようなものでチェックをしていくと、日常生活自立支援とか後見制度の方がいいとか、チェックリストのようなものが作られると相談が短時間で済むようになるのではと思いますがいかがでしょうか。

○椎名委員長

成年後見センターさんはどうでしょうか。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井センター長）

ご提案ありがとうございます。実は成年後見センターの方でもそういったフローを用意していて相談支援の場面では使用しております。多様な職種の皆様に周

知できるよう活動して参りたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○椎名委員長

ありがとうございます。大分順調に件数伸びていますよね。特に、つくば市の近隣もすごく数が増えていると思うので、そうした部分を考えていくというところ、資料2の13枚目スライドの右側の方の中核機関の効果的な運営の中身に入るとは思いますが、この辺りに機能強化みたいな文言も入れても良い気がします。順次必要があればという形でいくとは思いますが、ある程度目標値も現時点からの積み上げ型でやっていると思いますが、例えば理想的な状況の目標値というか、仮につくば市でいろんなものが理想的に進んだ場合、どのくらい後見人が必要なのか、被後見人がいるのだろうか、といったところから落とし込んでいく考え方はあるかと思います。文言で高齢化率や認知症の方の人数、知的障害の方、精神障害の方の人数とか謳われてるところを見ていくと、まだ200人ぐらいというのは圧倒的に割合が少ないですよね。どのくらいだったら本当はいいだろうかというようなことを考えて、それを叶えるための担い手はどのようにあったらいいか、模索していくことも必要かと思うので、すぐに盛り込めなくてもどのくらい必要かというところも考えていただけるといいかと思いました。以上です。その他、皆様いかがでしょうか。では、萩原委員お願いします。

○萩原委員

成年後見の数値の目標とか、いろいろなことが書いてあるのとは別に、各制度の利用促進の講座や研修で、こういうもの自体を知ってもらって、自分の財産やいろんなものをどうするか、もう少し手前で知らせるような活動を行ってみてもいいと思います。普段診療に関わっていると、どうしても治療方針或いは本人の意思を尊重してといっても、意思決定ができなくなっているような状況では、そういう話をしてもなかなか始まらないようなところもあって。もう少し前の段階でいろいろ話し合う機会があればいいのではないかと思います。これはこれでやっていただいて、それとは違う形の何か、もう少し自分のこととして考える機会を作っていただいたらいいのではないかと思います。

○椎名委員長

ありがとうございます。成年後見センターの出前講座や各種研修のことも関係すると思うんですが、もっとたくさんやっていくぞとか、お考えはありますか。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

はい。委員のご指摘の通り、成年後見制度はこんな感じですよという前の段階の周知というのは非常に大事だと思っていて、さまざまな団体から地域出前講座を通して「成年後見制度とはどういうものかという話をしてください」というお話をいただいております。成年後見センターとしてはその前の段階でもう少しわかりやすいイメージとは何だろうと探っていた時に、終活とか、そういった準備をいただくためにはどうしたらいいとか、そうしたことをイメージできるような講座の開発をしていきたいと思っています。ご指摘いただきましてさらに検討を進めて参りたいと思います。

○椎名委員長

ありがとうございます。江藤委員、いかがですか。NPOの活動内容にこういったところ入ってくると思いますが。

○江藤委員

大変申し訳ないですが、私の活動は障害のある子供たちが、将来、親が亡くなった後にきちんと自分の生活を組み立てられるようにしましょうという勉強会をするのが基本的なところで当然、成年後見制度や信託、お金の話は必ず出てきますが、私は成年後見をお勧めしていません。必ず成年後見じゃなければいけないわけではない。ただ、親御さんがいなくなった時に、この子の助けになる、味方になってくれる人をお一人、見つけておいてくださいね、というのが私の話の中の後見ということに関する事だと思っています。その方が親戚でも近所の方でも、親はいないのですから。ご兄弟であっても、誰でもいい。ただ、その人が頼れる場所として後見センターがある。要するに自分では見きれないという時には後見人を頼っていいんだよ。ご本人は意思決定が困難なわけですから、ご本人ができることではない。特に、ご高齢の方は息子さんや娘さんがいらっしやればその方々が見ても構わない。障害のある子たちだと、兄弟たちはそれぞれの生活があるので厳しい。だから、後見人を利用したらどうかというふうな形でお

話をさせていただいています。だから、成年後見制度利用促進だけを目的にしてしまうと少し違うのかなとお話を聞きながら考えていました。要するに、障害のある方、ご高齢の方、身動きがとれない方、生活困窮していらっしゃる方、そういったような方たちが助けてと言える相手の一つの方法だよというようなことが、もっと周知徹底されていった方が、成年後見という難しい言葉を使うよりもいいのではないかと私は考えています。だから、申し訳ありません、今ここで皆さんが成年後見制度推進しようと真面目に考えていらっしゃる方々の中で、成年後見では解決できないよと内心思っておりました。申し訳ございません。

○椎名委員長

そういった意見があった方が、意思決定やクオリティは上がるので、ぜひいろいろご発言いただいた方がいいと思います。ただ、最後まで自分で見るんだと言っても、にっちもさっちもいかなくなってから後見と言っても、なかなか上手くいかないのでは、少し早めに自分が元気なうちから後見に繋がってもらえると、後々専門職もやりやすいということはあると思いますよ。社協さんもこれからどんどん。まだ契約の段階ですが。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

はい。ありがとうございます。特別支援学校や福祉支援センター、利用者の親の会等でもいろいろと説明をさせていただけるチャンスがございますので、しっかりと制度周知を含めまして、権利擁護全体を考えていけるようなお話をさせていただければと思っております。

○椎名委員長

はい。ありがとうございます。あと意思疎通ですね。意思疎通支援の研修でしっかりやっていかないと、成年後見の代理代行が強みに出てしまうところがあると思うので、つくば市で進めていく成年後見制度、意思疎通の研修を繰り返し行ったり、必ず受講されると利用される方のためになっていくというところがあるので、少し強めに打ち出していけるんじゃないかなと思います。さて、その他、委員の皆様いかがでしょうか。素案自体の決定はまだこの先ですので、資料がたくさんありますので読み込んでいただいて、お気づきのことがあったら事務局に

連絡という形でよろしいでしょうかね。はい。その他、今日ここで確認しておきたい点をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。それではないようですので、次第のその他に移っていきたいと思いますが、その他に関しまして何か委員の皆様ありますでしょうか。事務局の方はいかがでしょうか。

6 その他（事務連絡）

○事務局（福田室長）

事務局の方からアナウンスという形で1点ご紹介させていただければと思います。当日お手元にお配りさせていただきましたA4 1枚のスケジュール表がございますので、これに触れておきたいと思います。令和5年度の第二期の促進計画の策定に向けたスケジュールの予定ということで、障害者の部分も高齢者の部分も合わせて記載されているというところがございます。実際、現行のサービスの計画自体が障害者プランの冊子内に内包されていて、高齢者プランについても同様に内包されているという形で双方に表記されているという形態で運用してございますので、次期の計画の策定にあたって、今回の第二期の促進基本計画を作ったものも内包していただいてリリースしていくというようなことを考えております。それに伴ってのスケジュールとなっております。一番表の左側のところが促進計画の見込み、進め方の見込みとなっております。真ん中に障害者の方のプランの進行状況、一番右端の方は高齢者の方の計画の進行状況というところで示させていただいているところです。それぞれ市の基本計画ですので、パブリックコメントをかけるタイミングがありまして、それからまたさらに一般の方々のご意見も拾って反映させられるところは反映させていただきまして、修正点がございましたらそれにつきましても委員の皆様方にお示しさせていただいて、年度末にはそれぞれの計画にまた盛り込んだ形で、二期計画をリリースしていくというような見込みでおります。特に左側、促進計画の流れで1月頃3回目の委員会も予定していますが、パブリックコメントの実施時期が前後する可能性がありまして、それに伴って少しずれたりするかなというところもございますけれども、それぞれの意見を反映させてから委員の方々には3回目の委員会の際に、形態につきましてはまた委員長とご相談させていただきますが、ぎりぎりになってしまう場合、もしくは書面ということも万が一あると思いますが、極力対面でお示しできればと考えておりますのでご承知おきいただければと思っております。

以上です。

○椎名委員長

《その他 質疑応答》

ありがとうございました。ただいまのスケジュールにつきまして、ご意見ご質問等おありの方いらっしゃいますでしょうか。はい。江藤委員お願いします。

○江藤委員

スケジュール上、仕方がないとは思いますが、パブリックコメントが年末年始にかかることが間々あるんですね、12月1月とか。できましたらその辺りは避けていただけたらありがたいなど。難しいのは重々承知しております。パブリックコメントの締め切りが1月何日と言われると結構バタバタしておりますので、特に冬休みは若いお母さんたちは対応できませんので、その辺りを避けるか、少し期間を長めに取るかしていただけると対応できるかなと思いますので、スケジュール上のことなので大変難しいということは理解しておりますが配慮いただけると。

○椎名委員長

はい。よろしく願いいたします。なかなかパブコメも、気づいたら終わっていたということが間々あります。その他いかがでしょうか。特にないようですので、以上で本日予定しておりました協議事項はすべて終了ということにさせていただきます。その他委員の皆様、事務局から何かございますでしょうか。それでは、特にないようですので議事進行はこれで終了させていただきます。慎重にご審議いただきましてありがとうございました。

○事務局（飯田係長）

《閉会》

椎名委員長ありがとうございました。本日は、限られた時間でありましたが、貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。以上で、令和5年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会を閉会いたします。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。

